

令和7年度(公財)日本中学校体育連盟剣道競技部 審判員共通認識事項

本共通認識事項は、令和5年度に愛媛県松山市で開催された四国全中の開催に当たり、「(公財)日本中学校体育連盟剣道競技部申し合わせ事項」や「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法」などについて、各都道府県の審判員が共通認識のもと、自信を持って取り組むことを目的として作成されました。

今年度、新潟県で行われた全中の反省や、(公財)全日本剣道連盟から令和6年9月9日に発出された「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法の今後の取扱い及び『剣道試合・審判・運営要領の手引き』の改訂について」の文書などを踏まえ、下記の通りアップデートしました。

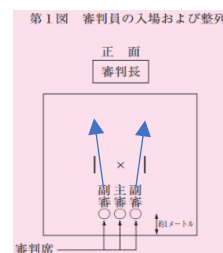
ここに示す内容は、審判員のみならず、日々の稽古など様々な場面で、選手や指導者とともに共通理解を図る場面を設けることが重要だと考えます。また、部活動の地域移行を踏まえ、地域スポーツ団体などと連携を図っていくことも重要です。

選手や指導者、審判員が共通の認識を持ち、一体となって「正しい剣道」、「正しい試合」を醸成していくために、本共通認識事項が活用されますよう、皆様の御協力をよろしくお願いします。

1 (公財)日本中学校体育連盟剣道競技部 ブロック長会議より

(1) 令和6年9月9日に全日本剣道連盟試合・審判委員会から発出された「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法の今後の取扱い及び『剣道試合・審判・運営要領の手引き』の改訂について」

- つば(鰐)競り合い解消に至る時間は「一呼吸(3秒程度)」。
- つば(鰐)競り合いを解消する場合は双方がバラバラに下らない。また、双方が徐々に下がるのではなく、正しい鰐競り合いから鰐と鰐で競り合う力を利用して積極的(一気)に解消する。
- つば(鰐)競り合い時の発声については、「指導」や「反則」とはしないが、鰐競り合いは互いが最も接近して緊迫した状態であることから、日頃の稽古や試合においては極力発声しないよう指導する。
- 審判員の移動・交替要領・団体試合の整列方法に関しては、「暫定的試合審判法」実施以前に戻す。
「剣道試合・審判・運営要領の手引き」p15図の通りとする。
- マスクの着用について
 - 【選手】
 - ・面をつけている時・面マスクまたはシールドを着用する。
 - ・面をつけていない時・個人の判断とする。
 - ※着用していない場合は試合を中断して着用させ、試合を再開する。
 - 【審判員】
 - ・マスクは着用しない。ただし控え席でのマスク着用は個人の判断とする。



(2) 一気に下がる指導と反則について

- つば(鰐)競り合いの分かれ方は今まで通り。一気に下がることを指導していくが、それができない場合、直ちに反則にはならない。ただし、再三繰り返されたり、お互いに気持ちを合わせて分かれなかったりした場合は反則が適用されることもある。

(3) 団体戦の代表者戦、個人戦での延長戦について

- 延長戦は2分ずつ区切って行う。
 - ・ 試合時間3分⇒延長2分⇒延長2分⇒【小休止(深呼吸をする程度)】
 - ⇒延長2分⇒延長2分⇒【休憩(面を外して給水)】
 - ※上記を繰り返す。
- 【小休止】 ⇒ 開始線の位置で10秒程度の深呼吸。
- 【休憩】 ⇒ 立ったまま納刀し、待機場所に戻って面を外し、所定の場所(※1)で水分補給を行う。試合再開までの時間は5分とする。(※2) その際、監督は選手に指示をしない。
- ※1・給水場所については、会場の状況や使用上のルールに応じて決める。
- ※2・計時については、試合場主任もしくは時計係が所定の場所で計測する。

<審判員の所作>

- 【小休止】 審判員は試合者に「その場で深呼吸しましょう」と促す。
- 【休憩】 左手に審判旗を持ち、右手を右斜め下方に伸ばし、手の平を下に向け「休憩」と宣告する。

(4) 裏交差について

- つば(鰐)競り合いの際、裏交差になっている場合は、正しいつば(鰐)競り合い(表交差)に戻してから、或いは戻しながら解消する。再三繰り返したり、意図的な行為と判断されたりした場合は、合議の上、反則を適用する。
- 裏交差のままで分かれると直ちに反則になるものではなく、意図的に裏交差にする場合や、一方が表に戻そうとするところを合わせずに分かれる場合などを繰り返し、明らかに公明正大に試合をしていない場合について反則の対象とする。

2 審判員共通認識事項

(1) つば(鰐)競り合いについて

○ つば(鰐)競り合いの定義

「剣道試合・審判・運営要領の手引き」 P9 三「規則の解釈と運用」 2「つば(鰐)競り合いについて」
つば(鰐)競り合いは、鰐と鰐とが競り合って互いが最も接近して緊迫した状態である。つば(鰐)競り合いは攻防や打突行動の中から発生した相対関係である。

○ 「剣道試合・審判・運営要領の手引き」三 2 P10～11 より

- ・ 終始、拳が相手の刃部にかかっているような場合は、明らかに不当なつば(鰐)競り合いである。
- ・ 暴力的であったり、意図的なひっかけ(ひっかけることを目的にする)だったり、一般的に見て異常な行為であれば、禁止行為に該当する。
- ・ 膠着や不当なつば(鰐)競り合いに関する処置は、試合の運営にかかわる主審の専決権限の事項である。したがって、副審は「止め」を宣告することができない。

(2) 「一呼吸(3秒程度)」について

- 目安の根拠・成人安静時の1分間の呼吸数は約12回から20回とされていることを参考に「一呼吸≒およそ3秒」となった。

(3) 「一呼吸(3秒程度)」で分かれることができなかった場合の審判員の対応について

- 剣道試合・審判規則第1条に則り、公明正大に試合ができていないと判断した場合は反則となる。
- 一気に下がる部分は指導していくが、気持ちを合わせて下がっていれば反則とはしない。
- ゆっくり下がって故意に時間をかせいだり、相手と気持ちを合わせずに分かれる、または相手を一方的に下がらせたりするなどの行為は、第1条に照らして反則とする。
- 「一気に」というのは、必ずしも1歩ではない。一呼吸(目安としておよそ3秒)の間で2～3歩かけて間を切ることもあり得る。
 - ※ 正しいつば(鰐)迫り合いと分かれ方について、指導者・選手に指導していくことが重要である。
 - ※ 再三(2～3回程度)繰り返したり、意図的な行為と判断されたりした場合は、合議の上、目的と現象を見極めて反則を適用する。

(4) つば(鰐)競り合い開始の起点と解消の見極めについて

「剣道試合・審判・運営要領の手引き」 P31 事例5

- 鰐競り合いは鰐と鰐が競り合っている状態であるが、近間での攻防が尽き、鰐競り合いにならずとも相互に接近した状態から鰐競り合いの開始時点とする。
- 相互の剣先が完全に離れる(直ちに打突できない間合で相互に中段の構えをとる)まで積極的(一気に)解消しているか注視する。

(5) つば(鰐)競り合いの解消途上の見極めについて

「剣道試合・審判・運営要領の手引き」 P33 事例8

- 正しい鰐競り合いから鰐と鰐で競り合う力を利用して積極的(一気に)に解消しているか、年齢や錬度を考慮し、審判員は総合的に判断する。

- 解消途中に不当な行為がないか。
 - ・ 下がると見せかけて打突する行為。
 - ・ 竹刀を払う、巻く、抑え込む、ひっかける行為。
 - ・ 故意に体を反らせたり、曲げたりする行為。
 - ・ 竹刀を意識的に肩に掛ける行為。
 - ・ 竹刀を開く、下げる行為。
 - ・ その他、不当と思われる行為。

明らかに解消途上に不当な行為がある場合は、合議の上「反則」を適用する。微妙な場合は2回、3回と続けば合議の上、判断する。
- 解消の際に一本先取された試合者が早く勝手に下がったり、逆に先取した試合者はなるべく時間を掛けて分かれたりするような場面が見受けられる。一般的に先取した方の選手を時間空費の反則にとる傾向が見受けられるが、目的と現象をよく見極めて総合的に判断する。

(6) 公明正大に試合ができていないと判断される攻防について

- 意図的な時間空費や防御姿勢(勝負の回避)による相手に接近するような行為は、規則第1条に則り反則を適用する。審判員は以下のような場面を見逃さず、「公明正大に試合を展開する」ことを優先させ、選手達が正しい試合、正しい剣道ができるよう厳正に判断する。
 - ・ 「変形な構え」となるまで左拳は挙げていないものの、巧妙に防御姿勢(勝負の回避)をとって相手に接近したり、意図的に時間空費を行ったりする。
 - ・ 時間空費が目的と思われる打突を繰り返す。
- 明らかに意図的な行為であれば即座に反則とする。
- 意図的な行為とは断定できないものの、疑わしい行為が再三繰り返されれば反則とする。

(7) 分かれの宣告について

- 膠着した場合は「分かれ」をかける。「分かれ」をかける場合は正しい「つば(鐔)競り合い」を行っている事が前提である。基本的に膠着がみられる場面はごく限られているため「分かれ」の多発にならないようにする。また、安易に両者反則としない。

(8) 合議について

- 合議の最中にジェスチャーは行わない。口頭で合議を行う。
- 合議は相談ではなく、確認である。短時間で行う。

(9) 合議後の説明から反則の宣告までの流れについて

- 合議後、主審は定位置には戻らず、その場で選手を待つ。選手が開始線に出てきて構え直したら近付いて説明を行う。その後、定位置に戻り、旗表示をした後、反則を宣告する。

(10) 反則を適用する際、反則名は宣告するのだろうか

- 選手に説明をしたうえで「反則1回」と宣告する。(反則内容は監督にも聞こえるように説明する。)

(11) 「押し出しの反則」なのか「場外反則」なのかの見極めについて

「剣道試合・審判・運営要領の手引き」 P26 〈主な事例の解説〉

〈事例5〉体当たりと押し出しとを区別する判断の基準はあるか。

- ① 打突後の体当たりや相手を崩して打突するなど、打突に結びつく行為でなければ不当な押し出しになる。
- ② 打突の意志がなく、押し出す目的であったのか否かを見極める。
- ③ 堪えられる程度の接触なのか否かを見極める。

(12) 竹刀を落とした場合の判断について

- 竹刀を落とした者の「反則」とする。ただし、故意に相手の竹刀を落とすことを目的とした行為(何度も竹刀をたたく、竹刀をひっかける等)であれば、公正を害する行為として、その行為を行なった者の「反則」とする。

〈事例3〉一方が自分の竹刀で相手の竹刀を強く叩いて落とした。強く叩いた側が反則になるか、それとも落としてしまった側が反則になるか。

- ① 攻防の中で叩いたのであれば不当な行為にはならない。落とした側を反則にする。
- ② 強く叩いた行為が見苦しい場合は、第1条の本規則の目的に照らして反則にする。

(13) 変形な構えに対する左小手への打突について

- 有効打突の要件・要素を満たしていれば1本となる。

(14) 倒れたとき、うつ伏せ等による相手の攻撃に対応する意志が見られない行為は、反則を適用する。

「全日本剣道連盟剣道試合・審判規則」 P11 細則 第16条5

(15) 片手を放しての防御姿勢について

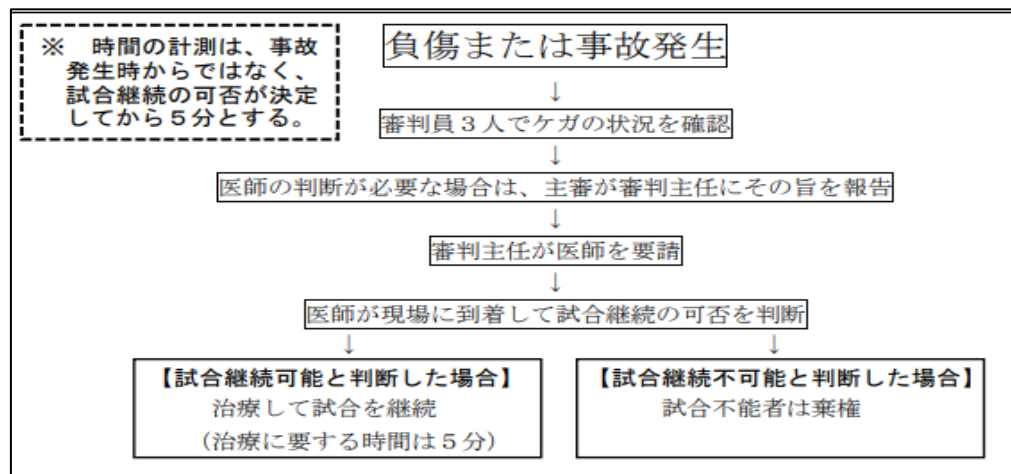
- ・ 返し胴を打突した後など、後打ちを避けるために右手で竹刀を持ち、竹刀および右手・右腕で面、柄部で小手、左腕で胴を隠して防御する行為。
- ・ 身体接触等で崩されて片手が竹刀から離れた際、同様な形で相手の打突を避けようとする行為。等

- 一瞬ではなく一定時間以上その姿勢を取った場合、原因と現象を見極めて反則を適用する。

(16) 負傷または事故発生時の対応について

※(公財)全日本剣道連盟剣道試合審判規則・規則第2節「審判の処置」による。

- ① 試合者が負傷などした場合は、次の要領で処置をする。



- ② 審判員は、試合継続の可否判断が下されるまで試合場内に留まる。

- ③ 相手選手については、そのときの状況により、審判主任の判断で対応する。待機中、監督からの指導は認めない。

- ④ 試合継続の可否判断が下された後の審判員の動きについては、試合者に準ずる。

【試合継続不可能】についての補足

相手の反則行為により不可能となった場合は、反則行為をした者が失格となる場合もある。

(17) 異議の申し立てについて

「全日本剣道連盟剣道試合・審判規則」 P22 規則

第35条 何人も、審判員の判定に対し、異議の申し立てをすることができない。

第36条 監督は、この規則の実施に関して疑義があるときは、その試合者の試合終了までに、審判主任または審判長に対して、異議を申し立てることができる。

- 規則の実施に関して、監督自身の理解が不十分な場合や、選手を一旦落ち着かせるような意図などで異議の申し立てが行われる疑いがある時などは、審判主任や審判長は毅然と対処する。

(18) 「公正を害する行為」と「時間空費」の見極めについて

- 時間空費を目的として公正を害する行為を行うことも考えられるため、総合的に判断する。
 - 公正を害する行為
 - ・ 意図的に表から裏交差にする行為
 - ・ 分かれる際に不要な動き(おさえる、巻く、逆交差にする、肩にかけて分かれるなど)をする行為
 - 時間空費
 - ・ 意図的にゆっくり下がる。または、相手を下がるさせる行為
 - ・ 勝負の回避、手元をあげて相手に接近する行為
- ※ 審判3名の中で、2名は時間空費、1名は公正を害する行為というように判定が割れる場合もある。

(19) 主審の専決事項と副審からの合議について

- 「剣道試合・審判規則 同細則」 P18 規則 第2章審判 第1節審判事項 および「剣道試合・審判・運営要領の手引き」 P8「合議」
 - 「剣道試合・審判規則 同細則」 p16 規則 第24条③「副審は…運営上主審の補佐をする。なお、緊急のときは、試合中止の表示を宣告することができる。」
 - ・ 不当な「つば(鏝)競り合い」および意図的な「時間空費」や「防御姿勢による接近する行為」以外で、危険・違法・不当な行為があったとき。(場外に出たか出ていないか、竹刀を離し操作不能になった、相手の竹刀を握った、刃部を握ったなど、見落としや見誤りがあった場合など。)
 - 一方の試合者が不利益を被るようなことはあってはならない。暫定的な試合審判法に関する判定について、誰が主審になっても主審の専決事項を適切に判断できるよう、数多くの研修の機会を設けていきたい。
- ※ 審判研修の一環として、暫定的な試合審判法に関する共通理解を十分に図るために、地区大会や県大会において、副審からの合議を認める形で実施することがあるかもしれない。その際は、上記に示した主審の専決事項や副審の任務についての共通理解を図った上で実施する。

(20) 審判旗の巻き方について

- 審判旗の巻き方(縦巻きか横巻きか)は、大会ごとの申し合わせ事項により決定する。

(21) 「変形な構え等の防御姿勢」について

- 「変形な構え」で微妙な場合は複数回見ること。明らかな場合は即指導をとる。左拳の位置、剣先(けんせん)の下がり具合が判断基準となるが、微妙な形を繰り返す場合、合議を掛けて確認をする。
- ※ 変形な構えによる防御姿勢で相手に接近するなど、意図的に勝負を回避する行為は、反則を適用する。

(22) 試合開始時の蹲踞・「始め」の宣告について

- 正しい蹲踞、竹刀と目印をきちんと確認してから「始め」の宣告を行う。
- 開始線で蹲踞もしくは構えた状態で、選手の竹刀や体が動いている場合はきちんと静止させる。
 - ・ この徹底により、試合者が正しく構えて打突動作に入ることができる。構えが成立する前に打突動作に入った場合は、ただちに主審は「止め」を宣告する。もし、打突が当たったとしても有効打突として認めない。その後、試合者に指導したうえで再度「始め」を宣告する。このとき、試合者に再び蹲踞をさせる必要はない。
- 終了時は、蹲踞の姿勢で納刀し、右手を太ももに置いてから立ち上がる。正しい動作が行えない場合はその場で指導し、やり直させる。
- 膝の怪我などで正しい蹲踞ができない場合の対応について
 - ・ 試合が始まる前までに、監督が各試合場の審判主任に申し出る。
 - ・ 審判主任は当該試合の審判員と対戦校の監督にその旨を伝える。

(23) 団体戦における先鋒戦の開始の宣告について

- 大会運営をスムーズに行うため、監督が畳に座ったことを確認してから「始め」の宣告を行う。
 - ・ 監督は、チーム間の始めの礼の後、速やかに前列畳に移動し、選手を待たずに着座する。

- ・ 選手は、前の試合のチーム間の終わりの礼の後、直ちに２列目の畳から立礼の位置へ移動し、チーム間の始めの礼を行う。面・小手・竹刀の移動は、チーム間の礼が終わった後に行う。

(24) 団体戦で、どちらかのチームまたは両チームが３名か４名の場合の始めの礼について

- 両チームの中堅までの選手は面・小手を着用し、竹刀を持って始めの礼を行う。

【本件に関する問い合わせ先】

(公財)日本中学校体育連盟剣道競技部長

阿見町立竹来中学校 校 長 山下 克久

TEL ０２９—８８７—１２０１

FAX ０２９—８８８—２４９７

Mail yamakatu.4266@gmail.com

※原則、各地区ブロック長や各県専門部長を通してご連絡ください。